

事業者の皆さまへ

消費税のインボイス制度のご案内

令和5年10月1日から、インボイス制度が実施されます。

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

※登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは

- 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス(適格請求書)を保存する必要があります。
- 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受ける必要があります。登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

消費税の申告をしている事業者(課税事業者)

インボイス制度は、売手と買手、双方の立場での準備が必要となります。

その準備を進めるためにも、**早めにインボイス発行事業者の登録申請**を検討ください。

消費税の申告をしていない事業者(免税事業者)

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト及び税務署等の説明会等で、**インボイス制度の内容を理解し、インボイス発行事業者の登録を受けるかどうか**を検討ください。

疑問 インボイス発行事業者の登録申請をしないとどうなるの？

登録を受けないと、インボイスを交付できません。そして、売上先は**インボイスがなければ仕入税額控除(売上げの消費税額から仕入れや経費の消費税額を差し引く計算)ができません。**

つまり、インボイスを交付した場合に比べ、**売上先の納付税額が多く**計算されます。

※一定期間、経過措置が設けられています。



インボイス制度特設サイト

説明会開催情報(税務署や局主催のほか、オンラインでも実施)や申請手続、Q&Aなどを掲載しています。「制度の概要」ページには免税事業者の方向けリーフレットを掲載するなど、免税事業者もご利用いただけます。



インボイス制度特設サイト

制度についての一般的なご質問は

チャットボットに質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。軽減・インボイスコールセンターでは、一般的な質問にお答えします。

フリーダイヤル: **0120-205-553**(無料) 午前9時~午後5時(土・日・祝日除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。



チャットボットは
こちらから

■ 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！

◆ 個人事業主は、スマートフォンからでも申請できます。

◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要です。



登録申請はこちらから